四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの(電気通信回線設備

(免許を要しない無線局) (免許を要しない無線局) 港:(格) 港六条 (路) ひ・8 (容) ひ・の (容) 4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 二 炊に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電 | 1| 次に掲げる条件に適合するものであって、総務大臣が別に告示する電 波の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」と 波の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」と こべ。) マル。) 三~二 (器) (器) (器) **図 ミリ波画像伝送(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して行う** 画像伝送をいう。)用及びミリ波データ伝送(ミリメートル波帯の周 皮数の電波を使用して行うデータ伝送をいう。) 用で使用するもので あつて、五七 3 を超え六六 3 以下の周波数の電波を使用するもの 移動体検知センサー (主として移動する人又は物体の状況を把握す | 移動体検知センサー (主として移動する人又は物体の状況を把握す るため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等) るため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等) を高精度で取得するために使用するセンサーであって、無線標定業務 を高精度で取得するために使用するセンサーであって、無線標定業務 を行うものをいう。) 用で使用するものであつて、炊に掲げる周汝数 を行うものをいう。) 用で使用するものであつて、炊に掲げる周波数 の電波を使用するもの の電波を使用するもの 一 一○・五 砒 を超え一○・五五 玭 以下の周波数(屋内において使 一 一○・五 泚を超え一○・五五 泚以下の周波数(屋内において使 用する場合に限る。) 用する場合に限る。) ご 二四・○五 3 を超え二四・二五 3 以下の周波数 ご 二四・○五 3 を超え二四・二五 3 以下の周波数 13) (盎) (盤) [1] (空) 11 (盤)

四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの(電気通信回線設備

夕通信システムの無線局」という。)かつ、空中線電力が ○・五人ワット 以下であるもの (以下「小電力デーに接続するものを含む。) であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、

(2) (2) (2)

り 五七批を超え六六批以下の周波数

日~十 (器)

タ通信システムの無線局」という。)かつ、空中線電力が ○・○一ワット 以下であるもの(以下「小電力デーに接続するものを含む。)であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、

(器) (金)

H~十 (器)

法 三

(桶行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(凝過指層)

規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局 (以下「新小電力データ通信システムの無線局」という。)の無線設備とみなす。けている第二条の規定による改正後の設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正後の施行力無線局」という。)の無線設備については、第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第十九号の四の三の規定に係る技術基準適合証明等を受においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正前の施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局 (以下「旧特定小電四第一項に規定する工事設計認証 (以下「技術基準適合証明等」という。)を受けている第二条の規定による改正前の設備規則第四十九条の十四第十二号口第一項に規定する工事設計認証。以下「技術基準適合証明等」という。)を受けている第二条の規定による改正前の設備規則第四十九条の一四第十二号の当の省の衛行の際現に証明規則第二条第一項第八号の規定に係る法第三十八条の二十二条の二十名の上の信息を示す。

8~5 (整)

致 正

照 行

(混信坊止機能)

第九条の四(法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止 | 第九条の四)法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止 機能は、炊のとおりとする。

一~代 (容)

→ 大○ 地を超え大一 地以下、七大 地を超え七七 地以下又は七七 地を超え八 一批以下の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局及び二 四・二五 泚 以上二九 沘 未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システム の無線局(施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下 同じ。)については、焔行規則第六条の二第五号に規定する機能

(空中線電力の許容偏差)

い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	참 容	偏 溎
送信談講	上限 (下限 (
LY CHIEF C	4->	4 - >
	ン一)	〉 〜)
一~代 (器)	(盤)	(盤)
七 次に掲げる送信設備	110	\preceq 0
①~⑪ (盤)		
冏 小電力データ通信システムの無線局の送信設		
備(五、四七〇毗を超え五、七二五堀以下 <mark>及び</mark>		
五七晩を超え六六晩以下の周波数の電波を使用		

(混信坊止機能)

機能は、炊のとおりとする。

一~ヾ (容)

| 七 | 五七 池 を超え大六 迅 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局(次 **号に規定するものを除く。) については、次に掲げる機能**

関定する幾能

ロ 電気通信回線に接続しない場合にあっては、随行規則第六条の二第四号 に規定する機能

【 大〇 地を超え大一 地以下、七六 地を超え七七 地以下又は七七 地を超え人 一批以下の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局及び二 四・二五 3以上二九 3元満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システム の無線局(施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下 同じ。)については、焔行規則第六条の二第五号に規定する機能

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、炊の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従一第十四条 空中線電力の許容偏差は、炊の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従 い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	莊 猝	偏 黈		
送信 設 備	上限 (下限 (
\tag{\tau} \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau	4 - >	4 -		
	ソヘ)	ン〜)		
〜 代 (盤)	(盤)	(盤)		
七 次に掲げる送信設備	110	\preceq 0		
①~⑪ (盤)				
四 小電力データ通信システムの無線局の送信設備				
(五、四七○ 凪を超え五、七二五 凪 以下の周波				
数の電波を使用するものを除く。)				

田・穴 (略) するものを除く。)		
く (2)	(盤)	(盤)
設備 用する小電力データ通信システムの無線局の送信 二 五七 晩 を超え六六 晩 以下の周波数の電波を使 の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 七晩 以下又は七七 晩 を超え八一晩 以下の周波数 八 大○ 晩 を超え六一晩 以下、七六 晩 を超え七九 次に掲げる送信設備	田 〇	70
十~十二 (盤)	(盤)	(盤)

(副狄的に発する電波等の限度)

継川十 目然 (器)

2~2 (盤)

- 、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。一 砒 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置についてはは、大○ 晩 を超え大一 晩 以下、七六 晩 を超え七七 晩 以下又は七七 晩 を超え八
 - 使用する特定小電力無線局の受信装置|| 大〇砒 を超え大一 晩 以下の周波数の電波を||

一〇〇マイクロワット以下

11 (盤)

 $\frac{11}{4}$ ~ (零)

(特定小電力無線局の無線設備)

れぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、そ

↑~十 (盤)

十二 大〇 妣 を超え六一 妣 以下又は七六 妣 を超え七七 妣 以下の周波数の電波

田・氏 (智)		
< (盤)	(盤)	(盤)
を使用する特定小電力無線局の送信設備 以下又は七七 晩 を超え八一 晩 以下の周波数の電波 丸 五七 晩 を超え六六 晩 以下、七六 晩 を超え七七 晩	HO HO	<u>○</u> #
十〜十< (と)	(盤)	(盤)

(副狄的に発する電波等の限度)

継川十 目 株 (器)

2~2 (盤)

- 一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 晩 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第5日 五七 晩 を超え大六 晩 以下、七六 晩 を超え七七 晩 以下又は七七 晩 を超え八一
 - 使用する特定小電力無線局の受信装置|| 五七 晩 を超え大六 晩 以下の周波数の電波を

一〇〇マイクロワット以下

1] (盤)

47~62 (器)

(特定小電力無線局の無線設備)

れぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。 第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、そ

↑~十 (()

るものを徐く。) 十二 五七 晩 を超え六六 晩 以下の周波数の電波を使用するもの(次号に規定す

<u>ないこと。</u> - 送信機は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができ

ロ 送信空中線は、その絶対利得が四七デシベル以下であること。

十三 大〇 妣を超え六一 妣以下又は七六 妣を超え七七 珧以下の周波数の電波

を使用する無線標定業務のもの

- イ 一の種体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。 ただし、空中線系については、この限りでない。
- ロ 通常起こり得る温度若しくは湿度の変化又は振動があった場合におい て、支障なく動作するものであること。
- ハ 計測時以外においては電波の発射を停止する機能を有すること。
- 三 送信空中線は、その絶対利得が四つデシベル以下であること。

十111 (空)

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)

の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

→ √ (と)

- <u>七 五七 迅を超え六六 迅以下の周波数の電波を使用するもの</u>
 - <u> 人</u> 送信機は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができ たいいち。
 - ロ 送信装置の空中線電力は、二五〇ミリワット以下であること。ただし、 一つミリワットを超えるものの場合は、等価等方編射電力が四つデシベル (一ミリアットを〇アシベルとする。)以下であること。
 - <u> 大信空中線の利得は、次のとおりであること。</u>
 - り 送信装置の空中線電力が一〇ミリワット以下のものの絶対利得は、四

カドシベル以下であること。

3 送信装置の空中線電力が一〇ミリワットを超えるものの絶対利得は

1 ○アツミラ以上であること。

| || || 送信装置の空中線電力が一○ミリワットを超えるものにあつては、送信 開始時において動作するキャリアセンスを備え付けること。

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

							周波数の許容偏差
周	波	数	帯	無	線	局	(Hz又はkHz
							を付したものを除

を使用する無線標定業務のもの

- イ 一の種体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。 ただし、空中線系については、この限りでない。
- ロ 通常起こり得る温度若しくは湿度の変化又は緩動があった場合におい て、支障なく動作するものであること。
- ハ 計測時以外においては電波の発射を停止する機能を有すること。
- 三 送信空中線は、その絶対利得が四〇デシベル以下であること。

<u>十</u>巨 (容)

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、灰の各号|第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、灰の各号 の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

」~ (を)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

							周波数の許容偏差
周	波	数	帯	無	線	局	(Hz又はkHz
							を付したものを除

		き, 百万分率)
1~8 (略)	(略)	(略)
9 10.5GHz	1 無線測位局	
を超え134 G	(1) 車両感知用無線標定陸上局	800
H z 以下	(2) その他の無線測位局(注	5, 000
	29)	
	2 アマチュア局	500
	3 簡易無線局	200
	4 地球局及び宇宙局(注40)	100
	5 特定小電力無線局(注34)	500
	6 小電力データ通信システムの無	
	線局 (注34)	
	(1) 57GHzを超え66GHz以下のも	
	<u>Ø</u>	
	<u>ア 10mW以下のもの</u>	<u>500</u>
	<u>イ 10mWを超えるもの</u>	<u>20</u>
	(2) その他の周波数のもの	<u>20</u>
	7 その他の無線局(注21、31、	300
	34、42、48、55)	

注 1~33 (略)

- 34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。
 - (1) (略)
 - (2) 312MH z を超え315.25MH z 以下、401MH z を超え406MH z 以下、433.67MH z を超え434.17MH z 以下、2,400MH z 以上2,483.5MH z 以下、10.5GH z を超え10.55GH z 以下、24.05GH z を超え24.25GH z 以下、60GH z を超え61GH z 以下、76GH z を超え77GH z 以下又は77GH z を超え81GH z 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

		き, 百万分率)
1~8 (略)	(略)	(略)
9 10.5GHz	1 無線測位局	
を超え134 G	(1) 車両感知用無線標定陸上局	800
H z 以下	(2) その他の無線測位局(注	5, 000
	29)	
	2 アマチュア局	500
	3 簡易無線局	200
	4 地球局及び宇宙局(注40)	100
	5 特定小電力無線局(注34)	500
	6 小電力データ通信システムの無	<u>20</u>
	線局	
	7 その他の無線局(注21、31、	300
	34、42、48、55)	

注 1~33 (略)

- 34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。
 - (1) (略)
 - (2) 312MH z を超え315.25MH z 以下、401MH z を超え406MH z 以下、433.67MH z を超え434.17MH z 以下、2,400MH z 以上2,483.5MH z 以下、10.5GH z を超え10.55GH z 以下、24.05GH z を超え24.25GH z 以下、57GH z を超え66GH z 以下、76GH z を超え77GH z 以下又は77GH z を超え81GH z 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

(3) • (4) (略)

(5) 57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備

別表第二号(第6条関係)

第1~第29 (略)

第30 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

 $1 \sim 4$ (略)

5 57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用するもの 9-△f GHz

注 Δfは、周波数の許容偏差の絶対値の2倍の値とする。

第31~第66 (略)

別表第三号(第7条関係)

 $1 \sim 30$ (略)

31 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、57GHzを超え 66GHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、 2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周 波 数 帯	不要発射の強度の許容値
<u>55.62GHz以下</u>	<u>任意の1MHz幅における平均電力</u> <u>が(一)30dBm以下</u>
55.62GHzを超え57GHz以下及び 66GHzを超え67.5GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力 が (-) 26dBm以下
67.5GHzを超えるもの	任意の1MHz幅における平均電力 が(-)30dBm以下

32 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(3)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(3) • (4) (略)

別表第二号(第6条関係)

第1~第29 (略)

第30 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

 $1 \sim 4$ (略)

第31~第66 (略)

別表第三号(第7条関係)

 $1 \sim 30$ (略)

31 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(3)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

 $(1) \sim (3) \qquad (略)$

 $33 \sim 60$ (略) $32 \sim 59$ (略)

圣 三

(冤仁野口)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(陸県計画)

- 電力データ通信システムの無線局(以下「新小電力データ通信システムの無線局」という。)の無線設備とみなす。
 改正後の設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正後の施行規則第六条第四項第四号に規定する小の無線設備については、第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第十九号の四の三の規定に係る技術基準適合証明等を受けている第二条の規定による線設備の条件が定められている第一条の規定による改正前の施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局(以下「旧特定小電力無線局」という。)に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」という。)を受けている第二条の規定による改正前の設備規則第四十九条の十四第十二号においてその無と、この省合の施行の際現に証明規則第二条第一項第八号の規定に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項
- 요 (空)
- する。 ついては、同項の表中「四ナノワット以下」とあるのは「一〇〇マイクロワット以下」と、「二〇ナノワット以下」とあるのは「一〇〇マイクロワット以下」とす、この省今の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間における新小電力データ通信システムの無線局に対する設備規則第二十四条第二項の規定の適用に
- 第三号 25 の規定の適用については、同 57 中5 この省令の施行の目から平成三十五年三月三十一日までの間における新小電力データ通信システムの無線局に対する第二条の規定による改正後の設備規則別表50 この省令の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間における新小電力データ通信システムの無線局に対する第二条の規定による改正後の設備規則別表50 に

Γ

周 波 数 帯	不要発射の強度の許容値
55. 62GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)30dBm以下
55. 62GHzを超え57GHz以下及び66GHzを超え67. 5GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)26dBm以下
67. 5GHzを超えるもの	任意の1MHz幅における平均電力が(-)30dBm以下

とあるのは、

「(1) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
100 µ W以下	50μ₩以下

(2) 参照帯域幅は、次のとおりとする。

スプリアス領域の周波数帯	参 照 帯 域 幅
9kHzを超え150kHz以下	1kHz
150kHzを超え30MHz以下	10kHz
30MHzを超え1GHz以下	100kHz

六頁

(3) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、次のとおりとする。

必要周波数帯幅の条件	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数		
BN < 1MHz	$fc\pm 2.5MHz$		
$1 \text{MHz} \leq \text{BN} \leq 500 \text{MHz}$	$fc \pm 2.5BN$		
BN>500MHz	$fc \pm (1.5BN + 500MHz)$		

- 注1 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、スプリアス領域に含むものとする。
- 2 発射する電波の周波数(必要周波数帯幅を含む。)が、二以上の周波数範囲にまたがる場合は、上限の周波数範囲に規定する値を適用する。 つかべ[°]

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、炊のとおりとする一第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、炊のとおりとする | ~十九の回 (略) 一~十九の四 (略) <u>十九の四の二 設備規則第四十九条の二十第</u>七号においてその無線設備の 条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するた めの無線設備 (吹号に掲げるものを徐く。) <u>十九の四の三 設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の</u> 条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するた めの無線設備であって、その空中線電力が一つミリワット以下のもの 十九の五~六十七 (略) 十七の日~ 六十七 (路) 22 (容) 22 (容) 別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係) 別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係) **一 技術基準適合証明のための審査は、效の掲げるところにより行うものと │ │ ─ 技術基準適合証明のための審査は、效の掲げるところにより行うものと** やる。 やる。 (器) (泰) ② 特性試験 ② 特性試験 申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合す 申込設備について、炊に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合す るものであるかどうかについて審査を行う。 るものであるかどうかについて審査を行う。 ア 炊の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる就 ア 炊の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試 験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務 験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務

大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の

四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の

四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

1	二 試験項目	三 三	四 特定	/無線設備	の種別		
		定器等	(盤)	第二条	無二条	無二条	(
摋				第一項	第一屆	第一面)
鰛				第十九	第十九	第十九	
				号の四	号の回	号の田	
				の無線	6116	61116	
				設備	無線設	無線設	
					蕪	蕪	
送	周波数	(盤)	(盤)	(盎)	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	(
恒)
摋	占有周波数带	(盎)	(盤)	(盎)	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	(と
펦	埋)
	スプリアス発	(盎)	(盤)	(盎)	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	(と
	射又は不要発)
	射の強度						
	空中線電力	(盤)	(盤)	(盤)	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	(
)
	以吸 及率	(盎)	(盤)	(盎)			(と
)
	周波数偏移又	(盎)	(盤)	(盤)			(と
	は周波数偏位)
	又は変調度						
	変調衝擊係数	(盤)	(盤)	(盤)			(
)
	プレエンファ	(盤)	(盗)	(盗)			(と

1	二 試験項目	111 展	四 特定	無線設備の種別	
		定器等	(盤)	無二条	(
摋				無一萬)
鮰				第十九	
				中の国	
				の無線	
				111122	
渋	周波数	(盤)	(盤)	(と)	(と
111111		((= /	(E))
幾	占有周波数带	(盤)	(盤)	(と)	(と
黒		(民)	(宪)	(民)	
壨	埋	(,	(1.6-)	(16))
	スプリアス発	(盤)	(盤)	(盤)	(
	射又は不要発)
	射の強度				
	空中線電力	(盤)	(盤)	(盤)	(盤
)
	比吸収率	(盤)	(器)	(盤)	(と
)
	周波数偏移又	(盤)	(盤)	(と)	(
	は周波数偏位	,	,)
	又は変調度。				
	変調衝撃係数	(盤)	(盤)	(と)	(とと
	了// nind /作/ 東月 / 作/ 米亥	(童)	(童/	(並 <i>/</i>	1.
	& \ .1\ ^	(N=)	(MT)	(5/7))
	プレエンファ	(盤)	(盤)	(雀)	(盤

	シス特性)
	搬送波電力	(盤)	(盤)	(盤)			(盤
)
	総合周波教特	(盤)	(盤)	(盎)			(と
	荊)
	総合歪及び雑	(盤)	(盤)	(盤)			(盤
	神)
	送信立ち上が	(盔)	(盤)	(盤)			(と
	り時間及び送)
	信立ち下がり						
	計 配						
	送信時間	(魯)	(盤)	(盤)			(と
)
	隣接チャネル	(盤)	(盤)	(盤)			(と
	漏えい電力又)
	は帯域外漏え						
	い電力						
	機送波を送信	(盤)	(盤)	(盤)			(と
	していないと)
	きの電力						
	送信速度	(盤)	(盤)	(盤)			(盤
)
应人	副次的に発す	(盔)	(盤)	(盤)	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	(と
11111	る電波等の限)
摋	茰						

)
(盤)	(盤)	(と)	(
)
(盤)	(盤)	(と)	(
)
(盤)	(盤)	(と)	(
)
(盤)	(盤)	(と)	(
)
(盤)	(盤)	(と)	(
)
(盤)	(盤)	(盤)	(
)
(盤)	(盤)	(盤)	(
)
(盤)	(盤)	(盤)	(
)
(盤)	(盤)	(盤)	(
)
1	1	İ	1
	(ab) (bb) (bb) (cb) (cb) (cb) (cb) (cb) (c	(월) (월) (월) (월) (월) (월) (월) (월) (월) (월) (월) (월) (월) (월)	(월) (월) (월) (월)

若しくは二四・○五晩を超え二四・二五晩以下、六〇晩を超え大以上二、四八三・五晩以下、一〇・五晩を超え一〇・五五晩以下以下、四三三・六七晩を超え四三四・一七晩以下、二、四〇〇晩5 三一二晩を超え三一五・二五晩以下、四○二晩を超え四○五晩

注 1~4 (略)

	•						
黒	感度	(盤)	(盤)	(盤)			路
)	
	重過帯凝晶	(盤)	(盤)	(盤)		(器
)	
	減衰量	(盤)	(盤)	(盤)		(器
)	
	スプリアス・	(盤)	(盤)	(盤)		(略
	7 スポンス)	
	隣接チャネル	(盤)	(盤)	(盤)		(器
	選択度)	
	感度抑圧効果	(盤)	(盤)	(盤)		(器
)	
	相互変調特性	(盤)	(盤)	(盤)		(略
)	
	局部発振器の	(盤)	(盤)	(盤)		(略
	周波数変動)	
	ディエンファ	(盤)	(盤)	(盤)		(略
	シス特性)	
	総合歪及び雑	(盤)	(2)	(盤)		(图
		(鱼)	(並)	(金)		(岜
	1 ∃m)	

若しくは二四・○五晩 を超え二四・二五晩 以下、<u>五七晩 を超え大</u>以上二、四八三・五晩 以下、一○・五晩 を超え一○・五年晩 以下以下、四三三・六七㎞ を超え四三四・一七 堀 以下、二、四○○嗚○三二二世・二二㎞ を超え三一五・二五吨以下、四○二㎞ を超え四○五晩

注 1~4 (略)

鰛	感度	(盤)	(盤)	(雀)	(盤
		(盤)	(盤)	(智)	(盤
	減衰量	(盤)	(盤)	(雀)	(盤
	ンスポンス スプリアス・	(盤)	(と)	(雀)	(盤
	選択度隣接チャネル	(盤)	(盤)	(雀)	(盤
	感度抑圧効果	(盤)	(盤)	(쑽)	(盤
	相互変調特性	(盤)	(盤)	(쑽)	(盤
	周波数変動局部発振器の	(盤)	(盤)	(쑽)	(盤
	シス特性ディエンファ	(盤)	(盤)	(盤)	(盤
	音総合歪及び雑	(盤)	(盤)	(盤)	(盤

地以下の周波数の電波を使用するものを除く。 一<u>・・明以下</u>又は七六 毗を超え七七 毗以下若しくは七七 毗を超え八一

(番) は (20)

イ・ウ (略)

11・11 (2)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(略)

注1~3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第19号の4に掲げる無線設備	НХ
第2条第1項第19号の4の2に掲げる無線設備	WU
第2条第1項第19号の4の3に掲げる無線設備	WV
(略)	(略)

5 (略)

医 图

(搖行財日)

こ この省合は、公布の日から陥行する。

批以下の周波数の電波を使用するものを除く。大 晩以下 又は七六 砒 を超え七七 砒 以下若しくは七七 砒 を超え八一

(泰) 22 (泰)

イ・ウ (略)

11・11 (2)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第19号の4に掲げる無線設備	нх
(略)	(略)

5 (略)

(陸唱推圖)

- 行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局 (以下「新小電力データ通信システムの無線局」という。)の無線設備とみなす受けている第二条の規定による改正後の設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正後の極電力無線局」という。)の無線設備については、第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第十九号の四の三の規定に係る技術基準適合証明等をにおいてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正前の施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局 (以下「旧特定小四第一項に規定する工事設計認証 (以下「技術基準適合証明等」という。)を受けている第二条の規定による改正前の設備規則第四十九条の十四第十二号
 ここの省令の施行の際現に証明規則第二条第一項第八号の規定に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十
- 技術基準適合証明等の求めとみなす。
 3 この省令の施行の際現に行われている旧特定小電力無線局に係る技術基準適合証明等の求めについては、新小電力データ通信システムの無線局に係る
- フット以下」とする。の適用については、同項の表中「四ナノワット以下」とあるのは「一〇〇マイクロワット以下」と、「二〇ナノワット以下」とあるのは「一〇〇マイクロム」、「の省角の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間における新小電力データ通信システムの無線局に対する設備規則第二十四条第二項の規定
- 規則別表第三号 3 の規定の適用については、同 3 中5 この省令の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間における新小電力データ通信システムの無線局に対する第二条の規定による改正後の設備

Γ

周 波 数 帯	不要発射の強度の許容値
55. 62GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)30dBm以下
55.62GHzを超え57GHz以下及び66GHzを超え67.5GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(-)26dBm以下
67.5GHzを超えるもの	任意の1MHz幅における平均電力が(-)30dBm以下

とあるのは、

「(1) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
100 µ W以下	50 μ W以下

(2) 参照帯域幅は、次のとおりとする。

スプリアス領域の周波数帯	参 照 帯 域 幅
9kHzを超え150kHz以下	1kHz
150kHzを超え30MHz以下	10kHz
30MHzを超え1GHz以下	100kHz
1GHzを超えるもの	1MHz

(3) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、次のとおりとする。

必要周波数帯幅の条件	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
BN < 1MHz	$fc\pm 2.5 MHz$
$1 \text{MHz} \leq \text{BN} \leq 500 \text{MHz}$	$fc\pm 2.5BN$
BN > 500MHz	$fc \pm (1.5BN + 500MHz)$

- 注1 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、スプリアス領域に含むものとする。
- 2 発射する電波の周波数(必要周波数帯幅を含む。)が、二以上の周波数範囲にまたがる場合は、上限の周波数範囲に規定する値を適用する。」 つしん。